

社 援 発 0711 第 1 号  
老 発 0711 第 1 号  
平成 25 年 7 月 11 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 90 号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 237 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 238 号）及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 239 号）が本日公布及び告示されたところである。

その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その施行及び適用に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障害者又は障害児が、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立訓練又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による指定小規模多機能型居宅介護事業者が自立訓練又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを提供することができることとしていたところである。

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」（平成 24 年 4 月 9 日構造改革特別区域推進本部）を踏まえ、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、構造改革特別区域計画の認定を受けていない地域においても指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供することができることとするもの。

## 第 2 改正の概要等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）関係

現行の指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めることとしたこと。（指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 関係）

- 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）関係

一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこと。（指定通所支援基準第 54 条の 8、第 71 条の 4 関係）

- 3 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）関係

構造改革特別区域における特定事業として実施していた児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る特例を廃止すること。（特区省令第 4 条関係）

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「指定障害福祉サービス等報酬告示」という。）関係

障害児が小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用した場合に、1 日につき所定単位数を算定すること。（指定障害福祉サービス等報酬告示別表第 7 の 1 の注 15 関係）

5 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号。以下「指定通所支援報酬告示」という。）関係

基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとして提供される指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスについては、家庭連携加算の算定対象から除くこと。（指定通所支援報酬告示別表第 1 の 2 の注及び第 3 の 2 の注関係）

6 厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号）関係

基準該当児童発達支援事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所の施設基準に基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとして通いサービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所を加えること。（厚生労働大臣が定める施設基準第 2 号口及び第 8 号口関係）

### 第 3 施行期日・適用期日

第 2 に掲げる省令及び告示について、いずれも本年 10 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。